

ID: 202

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第7号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第8号の規定による。  (伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p> <p>(8)～(11) 略</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日